令和5年7月定例教育委員会

〇 開催概要

開催日時	令和5年7月25日	∃ (₺	火) [1 4 時 (0 0 3	分~15時12分
開催場所	県庁22階 教育委	委員	室			
出席者						
(委員等)	教育長	森	作	宜	民	
	教育長職務代理者	庄	司	_	子	
	委 員	中	田	俊	之	
	委 員	市	原	健	_	
	委 員	中	庭	陽	子	
	委 員	富	田	敬	子	
	委 員	幡	谷	史	朗	
(事務局職員)	総務企画部長	鷹	羽	伸	_	
	学校教育部長	柳	橋	常	喜	
	総務課長	内	桶	博	仁	
	教育企画室長	永	塚	広	志	
	財務課長	Щ	本	晃	裕	
	生涯学習課長	中	村	珠	美	
	文化課長	宮	﨑		薫	
	教育改革課長	冏	部	将	昭	
	義務教育課長	若	松	裕	_	
	高校教育課長	庄	司	_	裕	
	特別支援教育課長	戸	祭	勝	典	
	保健体育課長	清	水	秀	_	

〇 議 案

	議題	案 件 名	担当課	公開・ 非公開の別
1	報告			
	1	令和6年度採用茨城県立高等学校等校長選考 試験について(併設型中高一貫教育校等にお ける校長の公募選考)	高校教育課	公 開
2	議案			
	第 12 号議案	茨城県図書館協議会委員の任命について	生涯学習課	非公開
	第13号議案	茨城県スポーツ推進審議会委員の解任及び任 命について	保健体育課	非公開
	第 14 号議案	教職員の人事について	教育改革課	非公開
	第 15 号議案	教職員の人事について	教育改革課	非公開

[※]非公開の議案等については、会議録は公開されません。

〇 会議録

1 開 会

教育長による開会の宣言後、非公開審議項目について提案し、各委員から了承された。

2 議事

(1) 公開審議

発 言 者	発 言 内 容		
【報告1】			
令和6年度採用茨城県立高等学校等校長選考試験について			
(併設型中高-	- 貫教育校等における校長の公募選考)		
高校教育課長	資料①に基づき説明		
(主な質疑・意見	是等)		
中田委員	リファレンスチェック併用ということを始めるのですね。これをもう		
	少し詳しく、どんなことをするのか教えてください。		
高校教育課長	リファレンスチェックは委託業者のエン・ジャパンの一つのサービス		
	なのですが、過去に一緒に働いたことがある上司や同僚の方などから、		
	応募者の働きぶりについて聞くことができるというシステムです。		
	各委員にいろいろご懸念いただいた問題もございましたので、今回初		
	めて採用するということにしております。応募者が過去の上司や同僚を		
	指定し、自分から自分に対する評価をオープンにしていくというところ		
	でございます。		
中田委員	候補者が同僚を数名指定するということですか。		
高校教育課長	そうです。		
中田委員	そうすると良いことしか言わない気がするのですけれど、大丈夫です		
	か。		
高校教育課長	ただ、エン・ジャパンを使うんですけども、二年間で 500 社以上導入		
	の実績があるということで、世間的にもこれを使って人物評価を得てい		
	るというところですので、我々もそれを信用して、今回導入したいと考		
	えています。		
中田委員	良いことですよね。やっぱり面接だけではわかんないですよね。		
	もう一つ、過去にも9名の採用があったんですよね。ここについて、		
	振り返りというか、評価みたいなものはされているんでしょうか。		
高校教育課長	毎年度、我々の方で面接を行ったり、必ずやり取りはさせていただい		
	ております。		
	当然のことですけれども、先日も全員を集めまして、意見を聞いた		
	り、私は最低年三回直接校長との面談をやっております。それ以外にも		
	学校に行って、校長のお話を伺っていますので、常にチェックをしなが		
4 1 7 1	ら進めているところでございます。		
中田委員	ぜひ、今回の採用にも生かしていただきたいと思います。		
市原委員	いろいろ工夫をされているのはよくわかるのですけども、どんなにリ		
	ファレンスチェックをやったとしても、必ず問題って起きると思うので		
	すよ。何でもそうなのですけども、起きた後の対処方法というのをきち		
	んとルール化しておいて、例えば、副校長の時にこういう事例があった		

時には、こういうことをきちんとチェックして、それで問題があったら辞めてもらうとか。

必ず記者会見で、行政側の対応について批判されるわけですよね。なぜそういう人を採用したのだと。どんなに100%やっても問題が起こらないということはありえないと思うのですよ。

要は、問題が起こった時に県としてどのように対処するのかとか、今後この制度を継続するのであれば、どういう点をきちんと見直すだとか、そういうところを明確にしておいたほうがいいのではないかと思うのですけど、いかがでしょうか。

高校教育課長

ここのところ報道されていましたものが、かなりプライベートな内容でしたので、表立っては我々もはっきりとした形でお示しできないところがございましたけれども、全て我々で面談をしまして直接本人と話をしております。釘を刺したところも当然ございます。

今、市原委員からいただいたように、我々の方でもきちっとした形で 記録を残しながら、対応続けていきたいと思います。

市原委員

このようにしましたじゃなくて、必ず問題は起きるわけですから、問題が起きた時に、例えば、法的に問題があった場合には、もう即辞めてもらうとか、それから、法的には問題がないけども道義的にやっぱり問題があった場合には、こういうところをきちんと是正して、改善しながら継続してもらうとか、ある一定の基準っていうのをやっぱり作っておかないといけないと思います。

やっぱり人間が判断するわけですから、必ず問題が起こらないということは絶対ありえないと、必ず問題は起きると私は思うのですよね。起きた時にどうのように対処するかというのを、やっぱりある程度ルールを作って、どのように対応するのかというのをきちんとルール化してもらいたいと思います。

まずそれが一つと、さっき中田委員が言ったように、これだけ民間人を採用するわけですから、前に中庭委員からも、現職の先生方は非常にこういう問題に関して、批判的に捉えているという話がありましたよね。

なので、折角やるのだったら、やっぱりきちんと、これだけの人を民間から入れたらこういう効果がありましたよというところを、例えば、校長になって2年経ったら、どういう効果があったのか検証をするというルールを作っておいたほうがいいと思います。例えば、進学率が今まで何%だったのが何%になりましたよとか、どういうところを見ていくというところもきちんと上げておかないと、ただ何となく民間人を入れましたよ。何となく良くなりましたよでは、やっぱり現役の先生方の理解を得ることもできないし、折角入れたのだったら、現役の先生方も、私たちもこういうことを気をつけて、こういうことを積極的にやることによって、こういう効果があるんだな。民間人を採用する意味ってあるんだなという、きちんと説得力のあるような使い方をしたほうがいいのじゃないかと思います。

この二つをお願いしたいと思います。

高校教育課長

ルールづくりにつきましてはご意見賜りましたので、我々の方でもし

	っかり考えていきたいと思います。
	また、評価につきましてですけれども、各校目標の数値設定をさせて
	おります。例えば、進学面であったり、学校の特色ある取り組みであっ
	たりというのをやっております。こちらについても我々きちんとチェッ
	クをして、効果が出せるようにしっかり指導していきたいと思います。
富田委員	資料①にあります「2 内容」の「③応募資格」のところですが、日
	本語の問題なのかもしれませんが、「大学・民間企業等において専門の
	経験を有する者」となっていますが、専門の経験とは何なのかなと思い
	ます。専門の知識を有する者とするならわかります。専門の経験につい
	て、表記をもう少し明確にした方がよろしいのでないでしょうか。
教 育 長	IT未来高校の話ですよね。
富田委員	でしたら、ICT分野における知識を有する者とか言い換えられると
	思います。
高校教育課長	そうですね。
	私たちの表現がよろしくなかったのですが、それに加えまして、ある
	程度マネジメントについてのご経験がある方を対象としています。
富田委員	マネジメント経験はその上に書かれておりますので読めますよね。
教 育 長	マネジメント経験ではなくて、IT未来高校の専門性のところの経験
	ということを言いたいのですよね。
学校教育部長	あくまでもIT未来高校、IT科なので、非常に専門性の高い知識、
	技術も含めて、管理職経験に加えてそれを求めますということですよ
	ね。表現の方は、確かに気をつけてあげなければいけませんね。
中 庭 委 員	二点ほどあるのですけれども、一点目は、市原委員がおっしゃってく
	ださったこと、まさしくそのとおりで、何か問題が起きた時どうするか
	というようなことをやはりルール化して、はっきりしておく必要がある
	のではないかなと思います。
	また、校長先生方に対する評価につきましても、面談でチェックされ
	ているのはよく聞くのですけれども、頑張っているとか、よくやってい
	るとか、そういうお話しか出てこないので、よくわからないのですよ
	ね。やはり一般の教員に対しても、民間の方が公募で校長先生になり、
	どのようにして学校を変えているとか、こういう成果が出ていますとい
	うことを、やはり見える形で示していただけると、教員も理解して付い
	て行くのではないかなという気がしますので、そのあたりの評価の仕
	方、検証しながら評価をしていただきたいというところを、市原委員と
	同じようにお願いしたいと思います。
	もう一点は、資料①の2ページの【参考】の応募状況のところで、ど
	うしても女性が少ないのですね。これは応募資格を見ると、どうしても
	やむを得ないところも出てくるのだろうなと思うのですが、余りにもこ
	の男女の差がありすぎるということが気になります。
	この応募状況ですと、中高一貫校には女性の校長が登用されにくい状
	況になりますよね。今の中高一貫校の女性の校長先生は、教員出身の方
	お二人なんです。ですから民間からはなっていない。
	もう少し女性の方に応募していただいて、新たな学校経営の視点とい
	うことで、取り組んでいただけるような状況ができるといいのかなと思

っていますので、そのあたりはどうでしょうか。何かありますでしょう か。

高校教育課長

私も中庭委員と同様に、女性にもっともっと応募していただけたらなと考えております。

公募ではないのですが、現在、並木中等教育学校、下館第一高校には、教員出身ですけども、公募校長として女性の校長に入っていただいています。今年は教員からも応募しやすくするということを努めております。できれば、民間からも教員からも、女性校長を増やしていきたいと考えております。

学校教育部長

私の方から先ほどのトラブルも含めてのルールと評価のところで補足させていただきます。

まず、資料①の2ページ目に「⑦欠格事項」というのがあります。応募の段階で、地方公務員法と学校教育法に抵触している場合に、欠格事項になりますよということが書かれていています。これが、副校長として採用して、その後校長になるにあたっても、当然ルールとして残っていくものになります。ただ、それ以外のところでも状況によって何らかの事案が発生した場合には、きちんとそこで精査した上で対応していくというのは、教育委員会として明確に持っていくべきルールであると認識しております。

次に、もう一点の評価についてでございますが、これは一昨年度から、評価を導入していくというご説明をしてきた内容でしで、昨年度、私が高校教育課長の時から年三回、全校長の面談をやっています。当然公募校長も全員やります。それ以外にも定期的に学校にお邪魔して、校長だけではなくて、副校長、教頭、事務室等からの話も聞いたりしながら、学校の状況把握を、直接学校に行って授業なども一緒に見させていただきながら、そこでの評価というのを校長面談以外にも別に入れるという仕組みを作っているのと、その際に取り組みだけではなくて、学校のマネジメントのところで成果と課題というものも同様にしていますので、そういったものを毎年度きちっと精査した上で、成果、検証を行って進めていこうと考えているところです。今後もしっかりと続けていきたいというところでございます。

市原委員

一ついいですか。

もう既にこういうことに取り組んでいますので、問題ありませんというお話だと思うのですけども、問題がないのだったら、なぜいつも問題が長引くのかなということを不思議に思うのですよ。

欠格事項に地方公務員法、学校教育法がありますから、それに照らし合わせてやっていますというご説明ですが、これに抵触する者に関しては、法律に照らし合わせてやるわけですから問題がないわけですよね。 学校教育法に抵触しているので、こういう措置を取りますと、もう歴然としているわけですよね。

今回の起こった案件等を見ると、明確に法律に触れている状況ではないけども、学校の先生としては問題じゃないかという案件が一番難しいと思うのですよね。

やっぱり明確に、そういうものに関してどう対処するかというのは、

その事案によって異なると思うのですけども、どのように、どういうところで審議して、例えば、第三者委員会を立ち上げるとかを要求されますよね。そういう方向性ぐらいはきちんと決めておいた方がいいと思います。何かを事案が起き、県の対応はどうなのですかと言われた時に慌てないように、こういう方向性でやりますよときちんと決めておいた方がいいと思うのです。

それから、評価の問題に関しても、学校にお邪魔して、色々面談をしているのは、もちろんわかっているのですよ。だけど、それがやっぱり現場の先生方にフィードバックされてないというか、周りから十分評価されているなとか、こういう効果が上がっているなというところが、残念ながらちょっと見えていないのではないかと思います。これからは、学校の先生方、現場の先生方にも、評価や効果を実感していただけるようなことがあってもいいのかなと感じました。よろしくお願いします。

庄 司 委 員

私も評価についてぜひ検討いただきたいのは、誰が見てもこれがこう変わったのだなという客観的資料を私達にもお示しいただきたいし、先生や保護者、生徒もそれを見て、民間の校長先生が来てよかったという話になると思います。

せっかくこれだけの名立たる県立高校を民間人校長にするのであれば、やっぱりみんなが納得できるような効果を示していただきたいなと思います。

学校教育部長

私の言葉が足りなかったのかもしれませんが、おっしゃるとおり面談で我々が評価する以外に、実際に公募の校長先生を配置した後に、学校の中で、具体的に何が変わったかというところでいえば、例えば、ICTが非常によく導入され短期間で効率の良い公務がなされてきたとか、何か具体的なもの、先生方がなるほどというようなものが示されていけば、確かにいろんな形で、その組織が今までとは違う形で前に進むということがあろうかと思いますので、皆様方のご意見をきちんと整理した上で、公募で配置した学校が更に前に進むような形で、我々も後押しをして参りますし、そういった成果、検証のところをしっかりと行って先生たちも伝えて参りたいと考えています。

市原委員

しつこいようで申し訳ないのですけども、そもそも民間人の校長を入れる時に、民間人の校長先生を入れることによって、こういうところを変えたいとか、こういうところを更に伸ばしていきたいとか、例えば、進学率をあと 10%上げてもらいたいとか、他県に引けを取らない英語教育をやったりとか、漠然とした目標ではなくて、そういう具体的な目標を持って採用するということがあったほうがいいのではないかなと思います。

採用された民間人校長に民間のノウハウを生かしてなんかやってくださいということじゃなくて、進学率をあと 10%上げてください、英語教育をもっと徹底的やってください。もう卒業する時には子どもたちが全員普通に英語を喋れるようにしてくださいとかね。

学校教育部長

当然、民間人校長に限らず、組織のトップとして自分のビジョンを持って、学校経営の場合は高校であれば3年間、中高一貫校であれば6年間で、生徒をどのように育て、どのような力を付けさせるか、子どもた

	ち一人一人に対して具体的なビジョンを明確に示す必要性はあります。
	先ほど庄司課長からもありましたように、KPIも含めてですけど、
	具体的なビジョンと具体的な目標値をしっかり持っていただいて、学校
	運営いただけるように、いろんな場面でよく整理して進めていければと
	考えています。
高校教育課長	確かにKPIがもしかすると校長だけがわかっていて、職員の方には
	よく見えてない部分があるのかもしれません。きちんと目標を明確に出
	した上で、達成状況はそれぞれ実績が出ますので、それも表に出しなが
	ら周知していきたいと思います。
教 育 長	先ほど市原委員からありましたように、他の学校にもそれが周知され
	て、他の学校の校長などの管理職も向上できるような仕組みづくりもお
	願いします。
高校教育課長	透明性を出していきたいと思います。
中 庭 委 員	今後の見通しについてちょっとお尋ねしたいのですが、最初に公募で
	採用された校長先生方の任期が間もなく終わりますよね。新たに採用す
	る方というのはまだ配置されてない中高一貫校に配置するということで
	すよね。任期が終わる学校については、今後どのようにしていくのです
	か。民間の方が採用されて経営改革くださっているとすれば、学校の取
	り組みが一過性で終わってしまうのはすごくもったいないと思うのです
	が、今後の見通しはどのようにお考えなのでしょうか。
高校教育課長	公募校長の任期が終わる前に、きちんと我々は検証も同時に進めてい
	かなければならないと思っていますし、中庭委員ご指摘のとおり、その
	方がいろんな取り組みをやっても、それが途絶えてしまったのでは、一
	番被害を被るのは子どもたちになってしまいますので、やはり学校の特
	色、魅力化としてやっている部分もありますので、ぜひそこは継続でき
	るように、我々も援助していきたいと考えています。
中 庭 委 員	全部の中高一貫校に配置が終わるまでは、新たに二回目の登用はない
	わけですね、その学校においては。
学校教育部長	基本的には、公募校長が現在いない学校について公募しています。現
	在公募して合格された方を配置してない7校について公募しています。
中 庭 委 員	今いる方があと一年後に任期が終わる時は、継続されない時は公募す
	るということですか。
学校教育部長	そのような形で進めていきます。
	ただ、成果、検証はきちっと行っていきます。
富田委員	確認させていただきますと、今の話ですと、公募校として一度指定さ
	れた場合、基本的にその公募をもって将来的にも校長を選ぶということ
	が前提になるのですか。
学校教育部長	はい。そうですね。
富田委員	であれば、その前の段階として、どの高校を公募制にするかどうか、
	何を基準に決められてきたのですか。やはり進学校で県下のトップクラ
	スの高校の名前が入っておりますので、ある意味では、そこに公募で外
	部の方をトップに添えるリスクも大きいと思うのですね、うまくそれが
	起爆剤になることも考えられますが。ですから、その背景として、どう
	してこういう高校が選ばれたか教えていただけますか。

学校教育部長	基本的には茨城県総合計画に沿った県立学校改革プランによって、中
	高一貫校を3校から13校に増やしました。
	中高一貫校に関しては、起業家精神を育成するということを大きな柱
	として、新たな教育を展開して、新たな教育というのは子どもたちが社
	会に出るにあたっての力をつけるという意味で、全く何もかも新たなと
	いう意味ではありません。その際に、6年一貫で特色をしっかりと出せ
	る学校というところで中高一貫校 13 校を公募の対象といたしました。
	さらに、県立学校改革プランの I 期第2部で、より専門的な技術の習
	得をということで、全国にもなかなかないIT科とのは全国で初めてで
	すし、科学技術科も東京都に次いで二つ目の都道府県立高校ということ
	になりますけども、その2校も対象とさせていただきまいた。これは非
	常に専門性の高い学校になるので、その専門性の高いものをお持ちの方
	にぜひ、そういった学校でマネジメント能力と、あと専門性のところを
	生かしていただきたい、というのが目的として合計 10 校を公募対象と
	いたしました。
幡谷委員	先ほどから何を目指すのかっていう話がございますが、実際現場の裁
	量権というのは、どのようになっていらっしゃるのでしょうか。
	私の立場で言えば、人、モノ、お金といったものをある程度裁量を持
	って自分の采配、差配の中で、やっぱりダイナミックに使える、行使で
	きるということであれば、いろんな改革もできるかと思います。現場の
	裁量権、校長先生にはどの程度の裁量がおありになるか教えてくださ
	`。 さらに、評価の中でぜひ聞いていただきたいのが、実際に現場で預か
	ったのだけど、どういうところがやりやすくて、ここは非常にやりづら
	かったみたいな、もしそういう話があればお聞かせいただきたいなと思
	います。
	人、モノ、金というお話しがございましたが、人事につきましては、
同化教育陈氏	全て100%ではないのですが、校長先生のご意見、ご要望を受けて、今
	の 15 校の運営に対して我々もできる限りやっております。お金の部分
	につきましては、基本的に既定の運営費をお預けしているところですけ
	にうさよしては、
	400 句、こ400の子仪につきましては、仪及級単で使える了鼻を工术と してお渡ししてございます。
幡谷委員	どの程度割り増しになっているのですか。
高校教育課長	実際には150万円になります。
幡谷委員	それがたった 150 万なのか、150 万円ももらっちゃったみたいな、そ
	でれいたらた150万なのが、150万円ももらららやらたみたいは、で の辺は私にはわからないですが、ぜひ現場の校長先生方に聞いてみたい
	ですね。
 教 育 長	ヒアリングの状況なんかで、そういったのが出てきていますか。
高校教育課長	そうですね。パソコン等々の入れ替えについてとか色々ご意見はいた
间区数月际区	てりくダネネ。 ハノコン等々の八れ骨えについてとが色々に息光はいた だいております。その都度ご意見いただきながら、できる限り対応して
	たいております。その郁度に息光いたださなから、できる限り対応して いきたいと考えてございます。
幡谷委員	ご苦労されているのではないかなと思います。学校忙しいですよね。
学校教育部長	お金の部分では学校には運営費が当然ございます。運営費ですので、
一丁以秋月即 灭	これ金の部分では子校には連呂負が目然こさいます。 連呂負ですので、 既に使い道が決まっているものがありますが、学校の中でのやりくり
	Mに戻い坦州仏よつしいるもの州めりまり州、子仪の甲しのでりくり

で、何にどれくらい予算を使うかという検討の余地がございます。

なので、150万円という校長が裁量として使える予算以外にも学校の 運営費がありますので、その使い方としていろんな検討はできる状況に はなってございます。

ただ一方で、県立高校 90 校以上ありますので、全校で限られた予算を配分して運営しているという状況もございますので、痒いところにどこまで届いているかと言ったら、正直言えば、まだまだやはり足りない部分があろうかなと思いますので、今後もそういった声を聞く機会を設けていきながら対応していければという状況でございます。

(2) 非公開審議

発 言 者

発 言 内 容

【第 12 号議案】

茨城県図書館協議会委員の任命について

生涯学習課長 | 資料(非公開)に基づき説明

(主な質疑・意見等)

(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)

審議結果可決

【第13号議案】

茨城県スポーツ推進審議会委員の解任及び任命について

保健体育課長 | 資料(非公開)に基づき説明

(主な質疑・意見等)

(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)

審 議 結 果 可 決

【第14号議案】

教職員の人事について

教育改革課長 | 資料(非公開)に基づき説明

(主な質疑・意見等)

(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)

審議結果|可決

【第 15 号議案】

教職員の人事について

教育改革課長 | 資料(非公開)に基づき説明

(主な質疑・意見等)

(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)

審 議 結 果 可 決

3 閉 会

教育長が閉会を宣言した。